

京 都 大 学 I T 戦 略 委 員 会 要 項 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 情報担当の理事</p> <p>(2) 総長が指名する理事</p> <p>(3) 情報環境機構長 (以下「機構長」という。)</p> <p>(4) <u>企画・情報部次長</u></p> <p>(5) その他総長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2 前項第5号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) <u>情報環境機構担当部長</u></p> <p>(5) }</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p>附 則</p> <p>この要項は、平成31年4月1日から実施する。</p>